



資料 2

環創環評第 35 号  
平成 21 年 6 月 25 日

横浜市環境創造審議会  
会長 梅 田 誠 様

横浜市長 中 田 宏



環境影響評価に関する制度のあり方について（諮問）

横浜市環境影響評価条例は施行から 10 年を経過し、環境の保全を図る重要な施策として大きな役割を果たしてきましたが、この間の各種事業の多様化や環境問題に対する市民意識の一層の高まりなどへの対応が必要になっています。

そこで、今後の横浜市にふさわしく、より効果的な制度のあり方について検討していただきたく、次の事項を諮問します。

## 1 諮問案件

環境影響評価に関する制度のあり方について

担当 環境創造局企画部環境影響評価課

電 話 045-671-2495

FAX 045-663-7831

## 環境影響評価に関する制度のあり方について

### 1 環境影響評価制度の位置づけ

本市では、平成7年に制定した「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」のなかで、環境影響評価制度を重要な施策のひとつとして位置づけています。本制度は、環境に著しい影響を及ぼす可能性のある事業を行う事業者が、事業計画の策定にあたって環境面から自主管理を行い、公害の未然防止や良好な環境の保全を図るための制度です。

国や神奈川県との関係では、環境影響評価法対象事業については、法律に基づく事業者への意見提出等は県を通じて行うとされている一方、横浜市の条例対象事業は、県の条例では本市域は適用除外とされ、本市独自の制度の運用がなされています。

### 2 制度運用の経緯

本市の環境アセスメント制度は、昭和55年に「横浜市環境影響評価指導指針」に基づき運用を開始しました。平成7年に「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に位置づけられたことに伴い、指導指針から「横浜市環境影響評価要綱」に改定されています。

その間、国では、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、いわゆる閣議アセスが行われていましたが、平成9年、現在の「環境影響評価法」が制定されて制度の充実が図られ、平成11年から全面施行されています。

本市でも、法制定の動きを受けて、審議会に制度のあり方について諮問し、①条例化による制度の透明性の向上、②方法書手続による早い段階からの適切な配慮、③法対象事業に関する市長意見の形成など法との関係、などの視点から答申をいただきました。これを基に平成10年、現在の「横浜市環境影響評価条例」を制定して、法と同様、平成11年から施行してきました。

### 3 条例の概要及び審査実績

現在の「横浜市環境影響評価条例」では、主に次の内容が規定されています。

- ①環境アセスメントの方法や、その結果の審査、事業実施に当たっての事後調査など、手続きに関すること。
- ②環境アセスメントの図書について、市民に縦覧して意見書を募る、横浜市環境影響評価審査会に諮問して学識経験者の意見を聴くなど、審査にあたって市民や専門家の意見を聴く仕組み。
- ③その他、法によって求められる市長意見の形成や、技術的な基準を定めること。

昭和55年以来の審査実績は、現在手続中のものを含めると75件になります。法、条例の施行後でも、条例対象事業が22件、法対象事業が11件となり、市民や事業者の間に定着し、本市の環境の保全に重要な役割を果たしてきました。

#### 4 法制度見直しに関する国の動向

「環境影響評価法」では、附則第7条で、施行後10年を経過した段階で施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずること、と規定されています。そのため、国においては、昨年からは有識者による研究会を立ち上げ、法制度の見直しに向けた検討を進めています。

その検討過程では、対象事業の要件や国と地方との関係、審査のあり方など様々な検討項目について議論が行われており、今後、中央環境審議会における審議を経て、法改正の方向性が示されるものと考えます。

#### 5 検討の背景

本市としましても、法と同様、条例の施行から10年の節目を迎え、審査実績が蓄積されて制度の効果や課題が明らかになってきていると考えます。また、法制度の見直しに伴い、地方公共団体としての対応が必要になることも考えられます。

一方では、規制緩和等により事業が多様化するなどの社会情勢の変化や、身近な自然や生き物から地球環境に至るまで、市民の環境に対する意識の一層の高まりなど、制度を取り巻く様々な状況の変化、さらには、本市の大きな課題である、脱温暖化の推進や緑地の保全と創造などへの対応も求められていると考えます。

そのため、現在の制度に検討を加え、「環境行動都市」横浜にふさわしく、事業者が市民と適切なコミュニケーションを図りつつ、環境配慮が一層進められる制度にしていく必要があると考えています。

#### 6 主な検討内容（案）

これまでの審査実績や国の動向、制度に関して寄せられている様々な意見を踏まえて、次の事項などについて検討する必要があると考えています。

- ①より市民にわかりやすく、効果的、効率的な審査が行われるための審査等の手続
- ②本市の街づくりの考え方に合い、かつ、規制緩和などに伴う事業の多様化に対応した対象事業の要件
- ③より早い段階から事業者に環境配慮を求めるための制度のあり方
- ④より適切な法制度の運用のための、国と地方との関係のあり方
- ⑤より適切な環境配慮を促すための評価項目等の考え方

# 環境影響評価に関する 制度のあり方について

## 環境影響評価制度の位置づけ

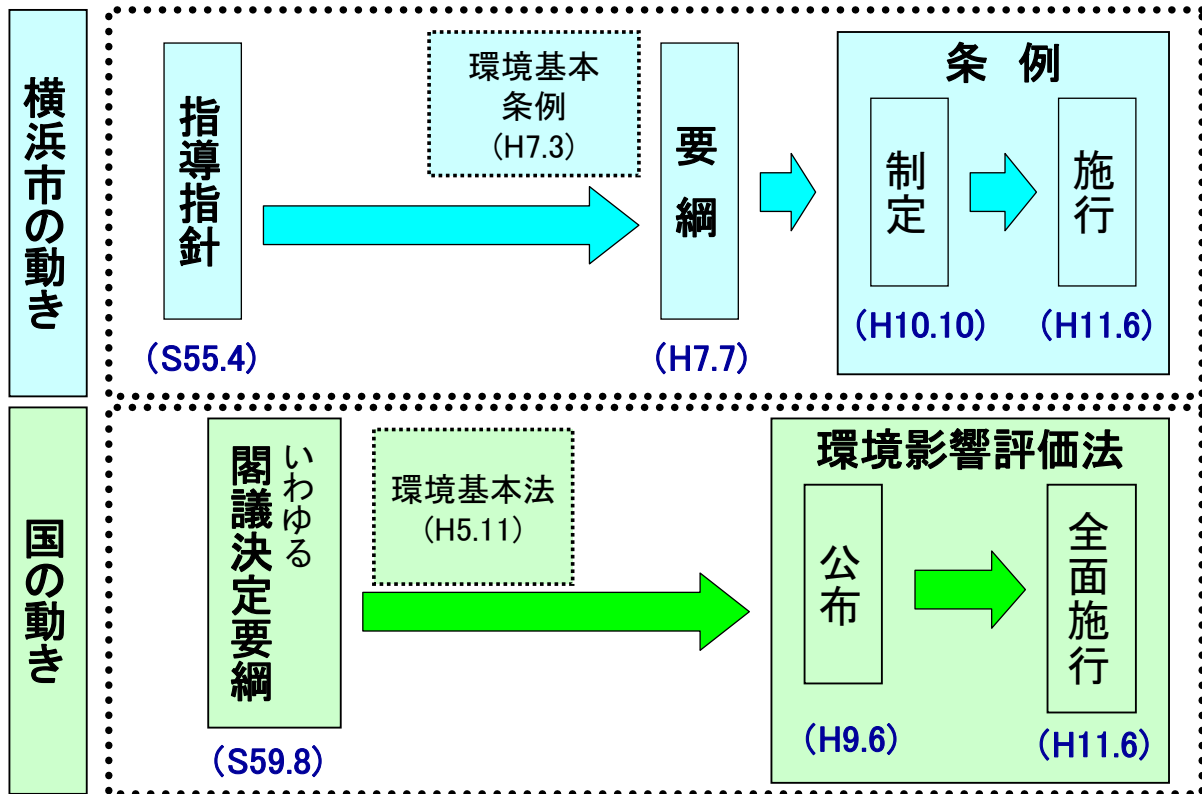
### 【本市における位置づけ】

- 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」において、重要な施策のひとつとして位置づけ
- 事業者が事業計画の策定にあたって、環境面から自主管理を行うことにより、公害の未然防止や良好な環境の保全を図るための制度

### 【国、県との関係】

- 法対象：法律に基づく事業者への意見提出等は、県知事を通じて行う
- 条例対象：神奈川県条例では横浜市域は原則適用除外

# 環境影響評価制度の運用経緯



## 条例の概要

審査等の 手続	スクリーニング手続	地域特性等に配慮した対象事業の判定
	方法書の手続	方法に関する審査
	準備書・評価書の手続	結果に関する審査
	事後調査	事業への反映状況の確認
仕組み等 意見を聴く	図書の縦覧等	市民の意見を聴くための情報提供
	意見書の提出等	市民意見の聴取
	審査会への諮問	学識経験者による審査
その他	法対象事業への関与	県知事への意見提出、事後調査の義務化
	技術指針の策定	技術的な基準を定める

# 審査実績

## ■事業の種類別の案件数（手続中を含む）

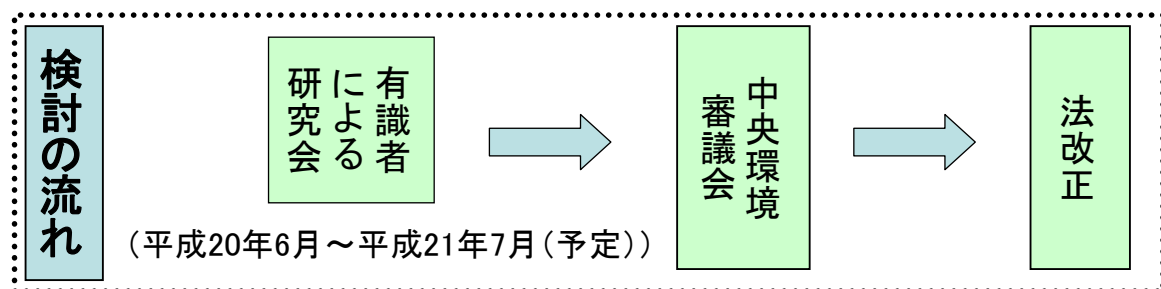
平成21年3月現在

事業の種類	指導指針	要綱	条例	法(うち市外)	計
	S55～H7	H7～H11	H11～	H11～	
道路	4			3	7
鉄道等	9	2	1	2(1)	14
工場及び事業場	1	3			4
火力発電所(法)				6(4)	6
自然科学研究所			1		1
廃棄物処理施設等	3	1	9		13
飛行場	2	2			4
公有水面埋立	3				3
高層建築物		3	9		12
土地区画整理事業	2				2
その他開発行為	5	2	2		9
合計	29	13	22	11	75

※ 網掛け部分は対象事業の区分がないもの

# 国の動向

○法施行後10年を経過した場合、施行状況に検討を加えて必要な措置を講ずる。(法附則第7条)



### 【主な検討項目】

- 対象とする事業の要件
- 国や地方公共団体の関与のあり方
- 情報交流のあり方
- 審査のあり方
- アセスメント結果の事業への反映
- 早期段階での環境配慮 など

# 検討の背景

条例施行から10年

- 審査実績の蓄積
- 法制度の見直し
- 事業の多様化などの社会情勢の変化
- 身近な自然や生き物から地球環境に及ぶ市民意識の一層の高まり

## 【横浜市の環境に関する課題】

- ・脱温暖化の推進
- ・緑地の保全と創造 など

「環境行動都市」  
横浜に  
ふさわしく

事業者が市民と  
適切なコミュニ  
ケーションを図  
りつつ

環境配慮が一層  
進められる  
制度に

# 主な検討内容(案)

- 審査等の手続
- 対象とする事業の要件
- より早い段階からの環境配慮
- 法制度との関係
- 評価項目等の考え方 など

## 【以下を踏まえて】

- 審査実績
  - 国の動向
  - 様々な意見
- ・市民にわかりやすい制度に
  - ・審査手続きを効果的、効率的に
  - ・早い段階から環境に配慮を など

# 検討の進め方

環境創造審議会

諮問



中間報告



答申

条例・規則等制度改正の検討